

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年条例第七十五号）新旧対照表【第一条関係】

改正後	改正前
（食事） 第八十九条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 2・3 〔略〕 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士<u>又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第八十九条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 2・3 〔略〕 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。